

5番三田地久志でございます。通告に基づきまして質問をいたします。趣意汲み取りいただき明確な答弁をお願いいたします。

## 1 移住定住のための取組について

まず初めに、新型コロナウイルス感染症はついに岩手県でもクラスター感染から職場感染、家庭感染と広がりを見せてきています。

コロナ禍の中で働き方にも変化が見え、「会社という場所がなくても仕事ができる環境となりつつある」と連日報道されております。メディアで散見されるのは、テレワークあるいはワーケーションによる仕事場の変化です。

パソコンと高速通信環境さえあればどこでもできる仕事があるという事実です。また、その周りでは、実に岩泉町の人口の10倍もの失業者が発生しているということでもあります。

そこで、岩泉町がこの失業された方々や学生の皆さんを含めた若者世代に移住定住の施策を行うことで、町にも挑戦するチャンスがあると信じ、質問いたします。

まず、岩泉の情報をどのように発信していくか、どこの自

治体でも同じことを考えていると思われまますので、奇策ではなく正攻法で埋没しないための情報発信が必須です。

岩泉町出身の大学生に特命係になってもらい、町の情報を発信していく仕組みを作ることが移住定住への底上げにつながるのではないかと考えます。

例えば、岩泉の四季の移ろい、仕事、街並み、住民など、これらを動画で配信してはいかがでしょうか。

岩泉高校生、あるいは地域おこし協力隊の方々にも参加していただいて、現在の取組と岩泉の感想を含めた情報を動画で配信していくことを提案いたしますが、町長の考えを伺います。

さらに、インターンシップなどで訪れた際の宿泊場所についても、廃校舎などを再利用・整備していくことで気軽に来ていただく環境づくりをすべきではないかと考えますが、町長の考えを伺います。

岩泉を訪れようとしている方々と協力隊の皆さんとの意見交換会（オンライン開催）なども企画していくことで、より岩泉を理解して来ていただけるようになるのではないかと考えます。

他の自治体では、協力隊の任期が終了してから6割の方

が起業なり就農などで移住定住しているとのデータがあります。岩泉でもこれからどうすべきか真剣に取り組んでいくべきと考えますが、町長の所見を伺います。

## 2 再犯防止計画の推進について

平成28年12月に、議員立法による「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、施行されました。

同法律において地方公共団体には、「国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた再犯防止施策を策定し実施する責務があること」や「地方再犯防止推進計画を定める努力義務があること」などが定められております。

地方公共団体の施策としては、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、次の施策を講じる努力義務があるとされています。

- 1 再犯防止に向けた教育・職業訓練等の充実等
- 2 社会における職業・居住の確保等
- 3 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備
- 4 再犯防止施策推進に関する重要事項

であります。

岩泉地区保護司会では、再犯防止のために就労の場を確

保することを目的に、岩泉地区更生保護協力事業主連絡協議会を5者で立ち上げていただいております。

また、今年度、岩手県内では県や県南2市で再犯防止計画を策定するとの情報があります。町村ではまだどこも計画をしていませんので、県の動向を踏まえて町村で一番先に計画をしてはいかがでしょうか。

再犯の現状としては、検挙者に占める再犯の割合は48.7%となっており、見逃すことのできない割合になっております。安全・安心な社会を実現するためには、再犯防止対策が必要不可欠となっております。町ではどのような対応をするのか、町長の考えをお示しくください。

以上で、本席からの質問を終わります。

## 5番 三田地 久志 議員の御質問にお答えします。

まず、移住定住のための取組についてでございますが、議員御案内のとおり、首都圏の方々から「地方に貢献したい、地域のために役に立ちたい」、との情報もありますことから、インターネット等の活用も含め、必要な人材を確保できるよう引き続き取り組むとともに、岩泉高校との連携も視野に入れ、情報発信を進めてまいりたいと存じます。

議員御提案の動画配信につきましては、今年度着任した地域おこし協力隊の方が協力隊員のインタビューや活動の記録、撮影を行っておりますので、新規募集に向けた情報発信に活用してまいりたいと考えております。

インターンシップにおける一時宿泊施設につきましては、廃校舎の利活用も念頭におきながら、まずはふれあいらんど岩泉のコテージなどの既存施設を滞在場所として活用してまいりたいと存じます。

今後におきましても、様々な情報発信をこれまで以上に強化し、さらには移住コーディネーターとの連携も図りながら、一人でも多くの方が本町

に定住していただけるよう積極的に取り組んでまいります。

次に、再犯防止計画についてであります。本町における刑法犯認知件数は、平成25年が22件、令和元年が14件と緩やかではありますが減少傾向にあります。

一方、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は、若干、上昇傾向にあり、再犯防止対策の取組が必要と認識しております。

議員御案内のとおり、犯罪をした人の円滑な社会復帰を促進することを目指し、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、県及び市町村におきましても、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた再犯防止計画の策定が努力義務とされたところでございます。

犯罪をした人は、立ち直りに向けた様々な課題を抱えていることから、地域で支える民間協力者等との連携が、再犯防止に不可欠と考えており、本町におきましては、今後策定予定の岩手県の再犯防止推進計画の内容を踏まえ、保健・医療・福

社団体等とも連携しながら、計画策定に向け検討をしてみたいと考えております。

今後は、犯罪をした人が社会復帰するための住まいと仕事の確保の支援や、社会の構成員として地域で受け入れることができるよう町民の皆様の理解を深めるなど、犯罪をした人の立ち直りを地域で支える保護司会を始めとした関係機関の御協力をいただきながら、再犯防止施策の推進に取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。